

## 壱岐市農業委員会定例会（令和6年1月） 議事録

- |          |   |
|----------|---|
| 1. 開催日時  | 令和6年1月25日（木）午前9時  |
| 2. 開催場所  | 壱岐市役所石田庁舎 2階 第4会議室  |
| 3. 出席委員  | ・・・ 農業委員会長 外 農業委員 15名   |
| 4. 欠席委員  | ・番・・委員 ・番・・委員 ・・番・・委員   |
| 5. 事務局職員 | 事務局長 ・・・ 事務局長補佐 ・・・ 主事 ・・・・   |
| 6. 議事日程  | 第1. 議事録署名委員の指名 ・番 ・・委員 ・番 ・・委員<br>第2. 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について<br>議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について<br>議案第3号 非農地証明願について<br>議案第4号 農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画（出し手から農地中間管理機構）（案）の要請について<br>議案第5号 農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画（農地中間管理機構から受け手）（案）の要請について<br>議案第6号 農地利用状況調査に係る非農地の判断について<br>議案第7号 農地賃借料情報の提供について |

### 7. その他

事務局 皆さんおはようございます。

それでは、ご案内の時間前ではありますが、只今より令和6年1月の農業委員会の総会を開会致します。先日の・・・さんの研修会は大変お疲れ様でした。今後の農業委員活動に役立てていただきたいと思います。

本日は、・番・・委員、・番・・委員、・・番・・委員さんから欠席の届け出がでております。

本日の出席委員は19名中16名で過半数を超えておりますので、総会は成立を致しております。

それでは、総会日程2の「会長挨拶」を・・会長にお願い致しまして、引き続き議事の進行をお願い致します。

会長 【会長挨拶】

議長 それでは、これより議事に入ります。

まず、議事日程第1の議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。「壱岐市農業委員会会議規則第18条第2項」に規定する議事録署名人ですが、議長より指名させていただいてよろしいでしょうか。【はいの声あり】

それでは、本日の議事録署名人は、・番・・委員、・番・・委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いします。なお、本日の会議書記には事務局、・・主事を指名します。

それでは、議事日程第2の議案第1号の「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局より議案の説明を求めます。

事務局 はい、1頁をお願い致します。議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」農地の所有権移転につき、次のとおり許可申請が提出されたので、審議のうえ決定の要がある。

所有権移転の案件が8件あがっております。受け手は、全て個人ですので、「農地所有適格化法人要件」の適用はありません。

また、農地を譲り渡すことを目的とするもので、信託の引受け、信託事業による取得ではないので、「信託要件」の適用もありません。

それから、6件の売買、2件の贈与ですので、又貸し、「転貸禁止要件」にも当たりません。

従いまして、「全部効率利用要件」、取得しようとする者が、農地全てを効率的に耕作すると認められること、この判断は、農機具が揃っているか、労働力が確保されているか、技術、農作業暦などで行ないます。

「農作業常時従事要件」、取得側が年間150日以上従事していること。

「地域との調和要件」、農地の取得によって地域の農業形態に支障が出ないかと、いうような3つの内容を審議して頂くことになります。

#### 1番 土地の所在

勝本町大久保触 みなごえ 字皆越 ・・・番・ 地目 畑 面積 293m<sup>2</sup>

譲渡人 ・・・・・・・・

譲受人 ・・・・・・・・

経営地面積は、0m<sup>2</sup>です。

#### 申請理由

譲渡人 譲受人の要望により、売却する。

譲受人 買い受け耕作に従事するということです。

権利の設定内容は、売買です。

「全部効率利用要件」でありますと、経営状況は路地野菜の作付けです。

農機具は、面積的に小さいので鍬やふたまたを使用して耕作されるようです。

農作業歴は本人及び妻とも農業を始めるということで0年です。

通作距離については、自宅の隣なので0です。

これらの状況から、全体的な有効利用、効率的利用は問題ないと判断されます。

「農作業常時従事要件」は、年間を通じての従事が見込まれます。

「地域との調和要件」ですが、路地野菜の作付けでありますので、周辺への影響はないと判断されます。

よって農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。1月22日に・・委員さんと譲受人と立会いの下、現地確

認を行っております。以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明ですが、補足説明がございましたらお願ひします。

・・委員 はい。

議長 はい、・番 ・・委員。

・・委員 皆さんおはようございます。担当の・・です。

事務局の説明の通り、1月22日に・・さん本人と現地確認を致しました。

譲受人の・・さんは、農地を譲り受けて路地野菜を作付との事でありました。

何ら問題はないかと思いますが、皆さん方のご審議をよろしくお願ひ致します。

議長 はい、以上の補足説明ですが、どなたかご質疑ございませんか。【異議なしの声あり】それでは、ご異議がないようですので、議案第1号1番は決定します。

続きまして、2番から4番について共有地であり、同一の譲受人ですので一括して事務局の説明を求めます。

事務局 はい、1頁、2頁をお願いします。本件は、先月の3条申請で審議しました・・・・・さんの共有部分です。残りの・・・・・さん関係の持ち分について、令和5年12月28日現在、相続を受けている方が6人となっており、うち今回3人分の所有権移転を行うものです。

#### 2番から4番 土地の所在

|         |     |      |      |    |   |    |                    |
|---------|-----|------|------|----|---|----|--------------------|
| 勝本町大久保触 | 字皆越 | みなごえ | ・・・番 | 地目 | 田 | 面積 | 1131m <sup>2</sup> |
|---------|-----|------|------|----|---|----|--------------------|

|     |          |           |
|-----|----------|-----------|
| 譲渡人 | ・・・・・・・・ | 持ち分648分の7 |
|     | ・・・・・・・・ | 持ち分648分の3 |
|     | ・・・・・・・・ | 持ち分648分の3 |

譲受人 ・・・・・・

経営地面積は田が30528m<sup>2</sup>、畑が4082m<sup>2</sup>、計34610m<sup>2</sup>です。

#### 申請理由

譲渡人 譲受人の要望により売却する。

譲受人 買い受けて、耕作に従事する、ということです。

権利の設定内容は、売買です。

「全部効率利用要件」であります、経営状況は水稻、麦、飼料作物の作付けです。

農機具は、トラクター、田植機、稲刈機、ロールベイラー、コンバインを所有されてあります。

農作業歴は本人50年で、妻が40年、長男が15年です。通作距離については、50m程です。

これらの状況から、全体的な有効利用、効率的利用は問題ないと判断されます。

「農作業常時従事要件」は、年間通じての従事が見込まれます。

「地域との調和要件」ですが、水稻の作付けでありますので、周辺への影響はないとの判断されます。

よって農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。1月22日に・・委員さんと譲受人の立会いの下、現地確認を行っております。以上で事務局からの説明を終わります。

議長　　はい、以上の説明ですが、補足説明がございましたらお願ひします。

・・委員　　はい。

議長　　はい、・番・・委員。

・・委員　　地区担当の・・です。

事務局から説明がありました通り1月22日に・・さん立会いのもと現地を確認致しました。

今回の申請は、先月の残りの・・・・・さんの分ですが、既にお亡くなりなられて、3名の方に相続していましたが、うち2名もお亡くなりになられて、現在6名の方が相続を受けております。今回うち3名の方の持ち分を・・さんへ異動したいというものであります。

何ら問題はないと思いますが、皆様方のご審議をよろしくお願ひ致します。

議長　　はい、以上の補足説明ですが、どなたかご質疑ございませんか。【異議なしの声あり】それでは、ご異議がないようですので、議案第1号2番から4番は決定します。続きまして、5番の説明を求めます。

はい、3頁をお願いします。

#### 5番 土地の所在

芦辺町深江東触　字小水　・・番・　地目　田　面積　　499m<sup>2</sup>

譲渡人　・・・・・・・・・

譲受人　・・・・・・・・・

経営地面積は田が8855m<sup>2</sup>、畑が3792m<sup>2</sup>、計12647m<sup>2</sup>です。

#### 申請理由

譲渡人　現在の耕作人に贈与する。

譲受人　譲渡人の要望により、譲り受け引き継ぎする、ということです。

権利の設定内容は、贈与です。

「全部効率利用要件」であります。経営状況は水稻、飼料作物の作付けです。

農機具は、トラクター、ジャイロ、モア、タイヤショベル、軽トラを所有されてあります。

農作業歴は本人10年です。通作距離については、100m程です。

これらの状況から、全体的な有効利用、効率的利用は問題ないと判断されます。

「農作業常時従事要件」は、年間通じての従事が見込まれます。

「地域との調和要件」ですが、水稻、飼料の作付けでありますので、周辺への影響はないと判断されます。

よって農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。1月22日の立会日に譲受人が急遽立会いできなくなつたため、譲受人から話を聞いている・・委員さんとの立会いの下、現地確認を行っております。以上で事務局からの説明を終わります。

議長　　はい、以上の説明ですが、補足説明がございましたらお願ひします。

- ・・委員 はい。
- 議長 はい、・・番 ・・委員。
- ・・委員 皆さんおはようございます。担当の・・番・・・です。  
事務局の説明の通り、1月22日に現地確認を致しました。  
譲受人の・・さんは、申請地周辺にも農地を所有されており、申請地には水稻・飼料を作付るとの事でありました。立会いですけれども、ちょうど本人さんが急に来れなくなって、事前に連絡を受けたものですから、現地の地図の写しとか本人への確認等を事前に行いました。  
何ら問題はないかと思いますが、皆さん方のご審議をよろしくお願ひ致します。
- 議長 はい、以上の補足説明ですが、どなたかご質疑ございませんか。【異議なしの声あり】それでは、ご異議がないようですので、議案第1号5番は決定します。  
続きまして、6番の説明を求めます。
- はい、3頁をお願いします。
- 6番 土地の所在
- |          |       |       |       |    |    |                   |                    |
|----------|-------|-------|-------|----|----|-------------------|--------------------|
| 芦辺町深江南触  | 字馬場ノ辻 | ・・・番・ | 地目    | 畠  | 面積 | 917m <sup>2</sup> |                    |
| 同じく      | 字今原   | いまばる  | ・・・番・ | 地目 | 田  | 面積                | 2800m <sup>2</sup> |
| 同じく      |       |       | ・・・番・ | 地目 | 田  | 面積                | 501m <sup>2</sup>  |
| 芦辺町深江本村触 | 字稗田   |       | ・・・番  | 地目 | 田  | 面積                | 1093m <sup>2</sup> |
| 芦辺町深江栄触  | 字大岳   | おおだき  | ・・・番・ | 地目 | 畠  | 面積                | 1061m <sup>2</sup> |
| 同じく      |       |       | ・・・番・ | 地目 | 畠  | 面積                | 959m <sup>2</sup>  |
| 譲渡人      | ・・・・・ |       |       |    |    |                   |                    |
| 譲受人      | ・・・・・ |       |       |    |    |                   |                    |
- 経営地面積は田が1174m<sup>2</sup>、畠が2616m<sup>2</sup>、計3790m<sup>2</sup>です。
- 申請理由
- 譲渡人 島外在住で管理できないため、譲受人に贈与する。
- 譲受人 譲渡人の要望により譲り受け耕作に従事する、ということです。
- 権利の設定内容は、贈与です。
- 「全部効率利用要件」がありますが、経営状況は水稻、飼料作物の作付けです。農機具は、トラクター、コンバイン刈払機、軽トラックを所有されてあります。農作業歴は本人、妻とも50年です。通作距離について、近いところで500m程です。
- これらの状況から、全体的な有効利用、効率的利用は問題ないと判断されます。
- 「農作業常時従事要件」は、年間を通じての従事が見込まれます。
- 「地域との調和要件」ですが、水稻、飼料の作付けと一部畠には梅の木を植えていますので、周辺への影響はないと判断されます。
- よって農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。1月22日に・・委員さんと譲受人との立会いの下、現地確認を行っております。以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明ですが、補足説明がございましたらお願ひします。

・・委員 はい。

議長 はい、・・番 ・・委員。

・・委員 再び私の方になります。

事務局の説明の通り、1月22日に・・さんと一緒に現地確認を致しました。

譲渡人の・・さんは、島外在住で壱岐の農地を処分されるようあります、親戚である譲受人の・・さんが譲り受けた水稻などを耕作したいということです。

また、・・さんの深江田原の農地については、ご本人さんが加入している生産組合が水稻等を作付けするそうです。管理としては管理しやすいという状況です。

何ら問題はないかと思いますが、皆さん方のご審議をよろしくお願ひ致します。

議長 はい、以上の補足説明ですが、どなたかご質疑ございませんか。【異議なしの声あり】それでは、ご異議がないようですので、議案第1号6番は決定します。

続きまして、7番の説明を求めます。

はい、4頁をお願いします。

7番 土地の所在

芦辺町諸吉二亦触 <sup>あつじ</sup>字辻 ・・・番・ 地目 田 面積 428m<sup>2</sup>

譲渡人 ・・・・・・・・

譲受人 ・・・・・・・・

経営地面積は、畠が1162m<sup>2</sup>です。

申請理由

譲渡人 譲受人の要望により売却する。

譲受人 買い受け耕作に従事する、ということです。

権利の設定内容は、売買です。

「全部効率利用要件」であります、経営状況は野菜の作付けです。

農機具は、軽トラックと管理機を所有されてあります。

農作業歴は本人45年で、妻も45年です。通作距離については、自宅に隣なので0m程です。

これらの状況から、全体的な有効利用、効率的利用は問題ないと判断されます。

「農作業常時従事要件」は、年間を通じての従事が見込まれます。

「地域との調和要件」ですが、野菜の作付けでありますので、周辺への影響はないと判断されます。

よって農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。1月22日に・・委員さんと譲受人との立会いの下、現地確認を行っております。以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明ですが、補足説明がございましたらお願ひします。

・・委員 はい。

議長 はい、・・番 ・・委員。

・・委員 皆さんおはようございます。担当の・・です。

事務局の説明の通り、1月22日に現地確認を致しました。

譲受人の・・さんは、農地を譲り受けて春菊、大根、株、ネギなどの路地野菜を作付るとの事がありました。

何ら問題はないかと思いますが、皆さん方のご審議をよろしくお願ひ致します。

議長　　はい、以上の補足説明ですが、どなたかご質疑ございませんか。【異議なしの声あり】それでは、ご異議がないようですので、議案第1号7番は決定します。

続きまして、8番の説明を求めます。

はい、4頁をお願いします。

#### 8番 土地の所在

石田町石田西触　字津ノ宮　・・番・　地目　畠　面積　　181m<sup>2</sup>

譲渡人　・・・・・・・・・

譲受人　・・・・・・・・・

経営地面積は0m<sup>2</sup>です。

#### 申請理由

譲渡人　譲渡人の要望により売却する。

譲受人　買い受けて耕作に従事する、ということです。

権利の設定内容は、売買です。

「全部効率利用要件」でありますと、経営状況は路地野菜の作付けです。

農機具は、家庭菜園程度ですので、鍬やふたまたを所有されてあります。

農作業歴は本人、姉とも0年です。通作距離について、自宅の隣なので3m程度です。

これらの状況から、全体的な有効利用、効率的利用は問題ないと判断されます。

「農作業常時従事要件」は、年間を通じての従事が見込まれます。

「地域との調和要件」ですが、野菜の作付けでありますので、周辺への影響はないと判断されます。

よって農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。1月22日に・・委員さんと譲受人との立会いの下、現地確認を行っております。以上で事務局からの説明を終わります。

議長　　はい、以上の説明ですが、補足説明がございましたらお願ひします。

・・委員　はい。

議長　　はい、・・番　・・委員。

・・委員　皆さんおはようございます。・・です。

現場を確認された地区担当の・・委員さんが欠席されてありますので、補足説明については、私の方より・・委員から聞き取りした内容を申し上げます。

事務局の説明の通り、1月22日に現地確認を致しました。

譲受人の・・さんは、農地を譲り受けてネギなどの路地野菜を作付るとの事でありました。

何ら問題はないかと思いますが、皆さん方のご審議をよろしくお願ひ致します。

議長　　はい、以上の補足説明ですが、どなたかご質疑ございませんか。【異議なしの声あり】それでは、ご異議がないようですので、議案第1号8番は決定します。

続きまして、議案第2号「農地法第5条の規定による認可申請について」を議

題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 はい、5頁をお願いします。

議案第2号「農地法第5条の規定による認可申請について」農地転用につき、次のとおり許可申請が提出されたので、審議のうえ意見を付して進達の要がある。

1番 土地の所在

芦辺町諸吉東触 字藤田 ・・・番・ 地目 畑 面積 702m<sup>2</sup>

転用目的 一般個人住宅

譲渡人 ・・・・・・・・

譲受人 ・・・・・・・・

申請理由 現在、実家に親族9人で住んでいるおり、子供の成長に伴い手狭になつたため、申請地を購入し、自己の居宅を建築したいので申請します、というものです。農用地区域除外は、県の同意を得て令和5年7月6日に完了致しております。

農地の分類は、10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある第1種農地であります。例外許可規定では居住者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの(住宅、店舗、事務所、作業場等)となっております。

この案件は、・・さんが住宅用地として利用したいということありますので、例外規定に該当すると判断しております。

位置図、写真、配置図は 頁から 頁です。昨年の5月24日の農振地域除外時に・・委員さんと申請人の立会いの下、現地確認を行っております。以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明ですが、補足説明がございましたらお願いします。

・・委員 はい。

議長 はい、・番 ・・委員。

・・委員 担当の・・です。

事務局の説明の通り、昨年の5月の定例の時に農振除外について、ご承認いただいた案件です。

本人に確認したところ、転用許可が下り次第、計画通り着工したいということでありました。周辺農地には、影響はないと思いますので皆様方のご審議をよろしくお願いします。

議長 はい、以上の補足説明ですが、どなたかご質疑ございませんか。【異議なしの声あり】それでは、ご異議がないようですので、議案第2号1番は、意見を付して進達いたします。続きまして、議案第3号「非農地証明願について」を議題と致します。事務局の説明を求めます。

事務局 はい、9頁をお願い致します。議案第3号「非農地証明願について」、次のとおり申請があつたので、調査審議の上決定の要がある。

1番 土地の所在

郷ノ浦町麦谷触 字船越 ・・・番・ 台帳地目 畑

現況地目 宅地 面積 28m<sup>2</sup>

転用目的 宅地

申請人、・・・・・・・・

申請理由 願い出地は、昭和51年頃より宅地の一部として造成しており、現在に至っているということでありまして、非農地化から20年以上経過しております。位置図、写真は10頁から11頁です。

1月22日に・・委員さんとの立ち会いの下、現地確認を行っております。以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明ですが、補足説明がございましたらお願ひします。

・・委員 はい。

議長 はい、・番 ・・委員。

・・委員 皆さんおはようございます。・・です。

本件は、渡良地区で会長の担当地区ですので、代わりまして隣接の武生水地区担当の私が補足説明致します。

只今、事務局から説明があった通り、・・さんが島外に在住されており、立ち会いできませんでしたので、今回は、事務局と私で現地確認を行いました。

説明のとおり、住宅地入口の所に写真のとおりコンクリで舗装をされております。申請地を確認したところ宅地の一部として舗装されており、これまで何ら問題はなかったという事でありますので、皆さん方のご審議をよろしくお願ひします。

議長 はい、以上の補足説明ですが、どなたかご質疑ございませんか。【異議なしの声あり】それでは、ご異議がないようですので、議案第3号1番は、決定いたします。続きまして、議案第4号「農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画(出し手から農地中間管理機構)の要請について」と議案第5号「農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画(農地中間管理機構から受け手)の要請について」は、関連がありますので、一括上程したいと思います。

事務局 はい、議案第4号と議案第5号は一括して説明させて頂きます。12頁をお願い致します。

議案第4号 「農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画(出し手から農地中間管理機構)の要請について」農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づき、農地中間管理機構に対し、別紙のとおり市から提出された農用地利用集積等促進計画(出し手から農地中間管理機構)を定めるよう要請することの可否について判断を求めるものです。

13頁をご覧ください。令和6年1月農業委員会 農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画については、この一覧表のとおりであります。

また、12頁をご覧いただきますと長崎県農地中間管理機構として、農地中間管理事業を実施する公益財団法人 長崎県農業振興公社が農地中間管理権を取得する計画が、賃貸借権設定の10年間の田の新規が3筆で5, 195m<sup>2</sup>、更新が6筆で5, 870m<sup>2</sup>、賃貸借権設定の合計が59筆で11, 065m<sup>2</sup>であります。

続きまして、14頁をお願い致します。議案第5号 「農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画(農地中間管理機構から借り手)の要請について」農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づき、農地中

間管理機構に対し、別紙のとおり、市から提出された農用地利用集積等促進計画（農地中間管理機構から借り手）を定めるよう要請することの判断を求めるものであります。

15頁の令和6年1月農業委員会 農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画については一覧表のとおりでありまして、再度14頁をご覧いただきますと、計画につきましては、農地中間管理事業を実施する公益財団法人 長崎県農業振興公社の要請により、市が公社に提出するもので、集積計画表は、議案第3号で説明致しました通りであります。

この計画につきましては、全て農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項に掲げる各要件を満たしております。

なお、議案第4号の農用地利用集積等促進計画（出し手から農地中間管理機構）の公告と、議案第5号の農用地利用集積等促進計画（農地中間管理機構から借り手）の決定は、同時施行と致します。

これによりまして、農地中間管理権を得た農地中間管理機構が農用地集積等促進計画を定めて、県知事が促進計画を、公告することによりまして、農地中間管理機構が借り手に農地を貸し付けるという手続きの流れになります。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、これにつきましては、法に則って行いますので皆様方の意見を求めることがあります。何かございませんか。【異議なしの声あり】それでは、ご異議がないようですので、議案第4号と議案第5号は原案のとおり決定しその旨回答します。続きまして、議案第6号「農地利用状況調査にかかる非農地判断について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 はい、16頁をお願いします。

議案第6号 「農地利用状況調査に係る非農地の判断について」

遊休農地が農地法第2条第1項に規定する「農地」に該当するか否かについて、審議のうえ決定の要がある。

1 農業委員会は、利用状況調査の結果をもとに、下記の条件に該当する農地であるか定例会で判断を行う。

農地として利用するには一定水準以上の物理的条件整備が必要な土地（人力又は農業用機械では耕起、整地ができない土地）であって、農業的利用を図るための条件整備（基盤整備事業の実施等）が計画されていない土地について、次のいずれかに該当するものは、農地法第2条第1項の「農地」に該当しないものとする。

ア その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合

イ ア以外の場合であって、その土地の周囲の状況からみて、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれる場合

2 農業委員会は、1において「農地」に該当しないと判断された場合、総会での議決を経て所有者等に対し「非農地通知書」を県、市、法務局の関係機関に対し「非農地通知一覧表」を送付する。その後 農地基本台帳の整理を行いま

す。17頁～22頁に農地利用最適化推進委員さんと農業委員さんに対象地の現況確認をして頂きました結果を掲載致しております。

今回、非農地と判断されたものは160筆で12.9haとなっております。  
以上で事務局からの説明を終わります。

議長 以上の説明でございますが、この判断基準よろしいでしょうかなどなたかご質疑ございませんでしょうか。【異議なしの声あり】

それでは、ご異議がないようですので、議案第5号は、決定いたします。続きまして、議案第7号「農地の賃借料情報の提供について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 はい、23頁をお願いいたします。

議案第7号「農地の賃借料情報の提供について」農地法第52条の規定により、農業委員会は地域ごとにおける賃借料情報の提供を行う必要があり、令和5年1月から12月までの農業経営基盤強化促進法による利用権設定並びに農地中間管理事業の推進に関する法律による中間管理権設定の情報をもとに新たな賃借料情報を作成したため、この議案を提出する。議決後「壱岐市農地賃借料情報」として、ホームページ等での公表をいたします。

10a当りの賃借料です。田、幡鉾川流域総合整備事業の基盤整備地区では、平均額が13,300円、最高額が30,000円、最低額が1,000円で、データ一件数は18件でした。

その他の地区では、平均額が6,500円、最高額が30,000円、最低額が800円で、データ一件数は171件でした。

畠、幡鉾川流域総合整備事業の基盤整備地区のデータはありませんでした。

その他の地区では、平均額が5,100円、最高額が20,000円、最低額が100円で、データ一件数は89件がありました。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、この件につきまして何かご意見ございましたらお願ひします。【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第7号は決定いたします。それでは、その他の件をお願いします。

事務局 事務局からのその他の件ですが、

- ①2月の定例会の日程 → 令和6年2月26日(月)午前9時～
- ②忘年会の精算について
- ③農業委員会組織による「能登半島地震義援金」について
- ④壱岐市施行20周年記念式典の出欠について

本日、出欠回答表を持ってきてある方は事務局までお願いします。もう既に提出されている方は、出席されるか、欠席されるか教えていただきたいと思います。出欠を把握したいので、まとめて提出したいと思います。今のところ欠席される方はいらっしゃいますか。

・・委員 その関係で、これは個別にきたものですか。20周年記念は代表で誰かでよくないですか。20年前、記念行事はどうしてあったのですか。20周年やるのであれば、せっかくですから皆さん出席してひとつの区切りとしたらどうでしょうか。

出欠となるようになっているから、皆さんどうされるのかなと思いまして。

議長 10周年の時に私も出席させていただきました。10周年は、3月1日なので旧農業委員と新農業委員が出席しました。今回は、去年の3月が委員の任期でしたので、新農業委員だけでやると思います。

・・委員 わかりました。

事務局 皆様出席でよろしいですか。

・・委員 未定でお願いします。

事務局 欠席の方は、期日までに報告願います。2月7日までです。

議長 せっかくの機会ですので、出来るだけ出席をお願いします。

他に皆さん方から何かありましたら。ございませんでしょうか。それでは、皆さん方から意見もないようでございますので、本日の総会の日程を終了させて頂きたいと思いますが、よろしいでしょうか。大変お疲れ様でした。